

平成24年4月9日

保護者のみな様

御浜町立尾呂志学園小・中学校  
校長 辻本 誠一

## 警報等発令時の児童・生徒の登下校について

「御浜町又は紀勢・東紀州、もしくは三重県南部地方全域」、あるいは「和歌山県新宮・東牟婁地域又は和歌山県南部地方全域」のどちらかに

1 登校前に **暴風警報** が発令された場合。

- ① 児童・生徒は登校させないでください。
- ② 暴風警報が11時までに解除された場合は、学校から開始時刻、時間割等について連絡網でお知らせします。周囲の状況を考慮したうえで、余裕をもって登校させてください。  
(暴風警報が解除されても、河川の氾濫や通学路が危険な状況であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は学校に連絡してください。)
- ③ 午前11時時点で警報が解除されない場合、当日は臨時休業とします。

2 登校前に **暴風警報以外** の警報が発令された場合。

- ① 原則として授業を実施します。
- ② 河川の氾濫や通学路が危険な状態であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。 その場合は、学校に連絡をしてください。
- ③ 大雨洪水警報などの警報が発令されていなくても、天候等の状況により上記①及び②に準じて対応してください。

3 登校後に **暴風警報** が発令された場合。

授業を中止し、周囲の状況を見極めたうえで下校させます。  
ただし、通学路の状況など安全に帰宅することが危ぶまれる児童・生徒については、家庭と連絡を取りながら、学校で待機するなどの対応を行います。

今後、台風等、悪天候時の児童・生徒の登校については、上記のことをご理解いただいたうえで、適切な判断をお願いします。